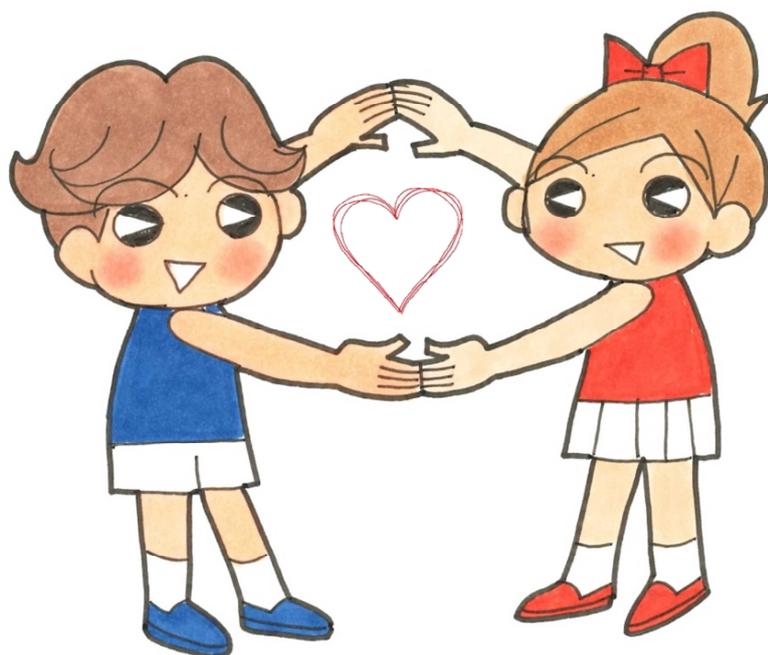


# 第二次今治市自殺対策計画（案）

～市民一人一人がいのちを大切にし、  
誰も自殺に追い込まれることのない今治市～



令和6年 月



今治市

# 目次

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の数値目標	5
5 SDGs との関連	5
第2章 今治市における自殺の現状	
1 自殺者数と自殺死亡率の推移	9
2 自殺者の性別・年代別割合	10
3 自殺の原因・動機	12
4 対策が優先されるべき対象群	13
5 自殺者における未遂歴の有無	13
6 自殺者における有職・無職の男女別割合	14
7 救急出動件数及び自損行為の推移	14
第3章 これまでの取組と評価	17
第4章 いのち支える自殺対策における取組	
1 施策の体系	25
2 基本方針	26
3 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	31
基本施策3 市民への啓発と周知	32
基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	34
基本施策5 自死遺族等への支援の充実	35
基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	36
4 重点施策	
重点施策1 勤務経営問題に関わる自殺対策の推進	38
重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動	40
重点施策3 高齢者の自殺対策の推進	42
重点施策4 女性の自殺対策の更なる推進	44
第5章 自殺対策の推進体制	49
第6章 参考資料	51

# 第 1 章 計画策定の趣旨等



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

わが国の自殺死亡者数は平成9年までは約2万人台で推移し、平成10年には3万人台に増加し、平成15年のピーク時には3万4千人余りとなっています。国は平成18年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定するとともに、推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を定め、自殺を個人の問題から広く社会の問題として捉え、自殺対策を総合的に推進することとしました。その後様々な施策によって、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。

平成28年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、都道府県、市町村に自殺対策計画を義務づけるなどとする基本法の改正が行われ、翌29年には「基本法改正の趣旨」や「自殺の実態」を踏まえた第3次大綱を定め、自殺対策の目標として人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）も示されました。

更に令和4年10月には、現行大綱が新たに閣議決定されました。自殺死亡者数は依然として2万人を超え、先進国では高い水準であり、男性が大きな割合を占める状況は続いていること、またコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、新たに子どもや若者の対策や女性への支援、地域での取組強化などが掲げられました。

本市においても、自殺対策を総合かつ効果的に推進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の団体・機関と連携しながら平成31年3月に「今治市自殺対策計画（以下「第一次計画」）という。」を策定し、推進してきました。これまでの取組を評価するとともに、現行大綱に基づき本市の第二次自殺対策計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない今治市」を目指します。

### 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○平成18年に自殺対策基本法が成立。  
○同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

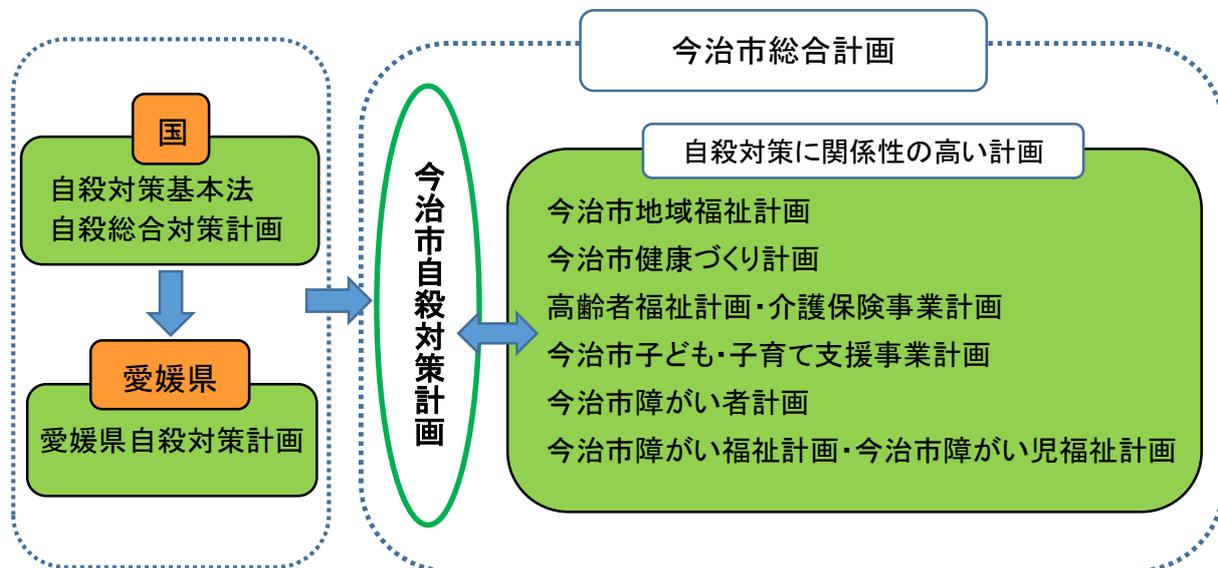
✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
（平成27年：18.5⇒令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「基本法」「大綱」、愛媛県の「愛媛県自殺対策計画」などを踏まえ、「今治市総合計画」を上位計画とし、「今治市地域福祉計画」「今治市健康づくり計画」など各種計画との整合を図るものとします。



## 3 計画の期間

令和6年度～令和10年度まで（5年間）

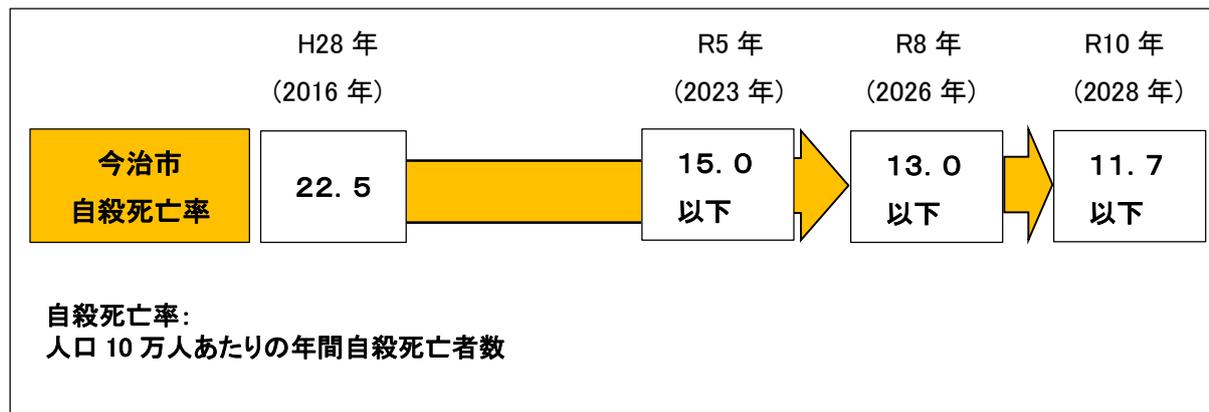
国の動きや自殺実態、社会状況などの変化を踏まえる形で、おおむね5年を目安として内容の見直しを行うこととしています。

	H29 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
国	自殺総合対策大綱(第3次)						自殺総合対策大綱(現行)						
愛媛県	愛媛県自殺対策計画 H29年度～H31年度			第2次愛媛県自殺対策計画 R2年度～R6年度									
今治市			今治市自殺対策計画 H31/R1年度～R5年度				第二次今治市自殺対策計画 R6年度～R10年度						

## 4 計画の数値目標

国は現行大綱において、令和8（2026）年までに自殺死亡者を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させた13.0以下にすることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本市の自殺死亡率は、令和4（2022）年に15.0となっており、国の指針を踏まえて、令和8（2026）年までに自殺死亡者を13.0以下に減少させることとし、第二次計画における目標値として、令和10（2028）年までに11.7以下を目指します。



## 5 SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2（2020）年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという自殺対策の考え方と合致するものです。

そのため、本計画においては、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。



## 【持続可能な開発目標（SDGs）の詳細】

	<p>目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>目標 10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>目標 4（教育） すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>		<p>目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p>目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p>目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>		<p>目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>目標 9（インフラ、温暖化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

## 第2章 今治市における自殺の現状

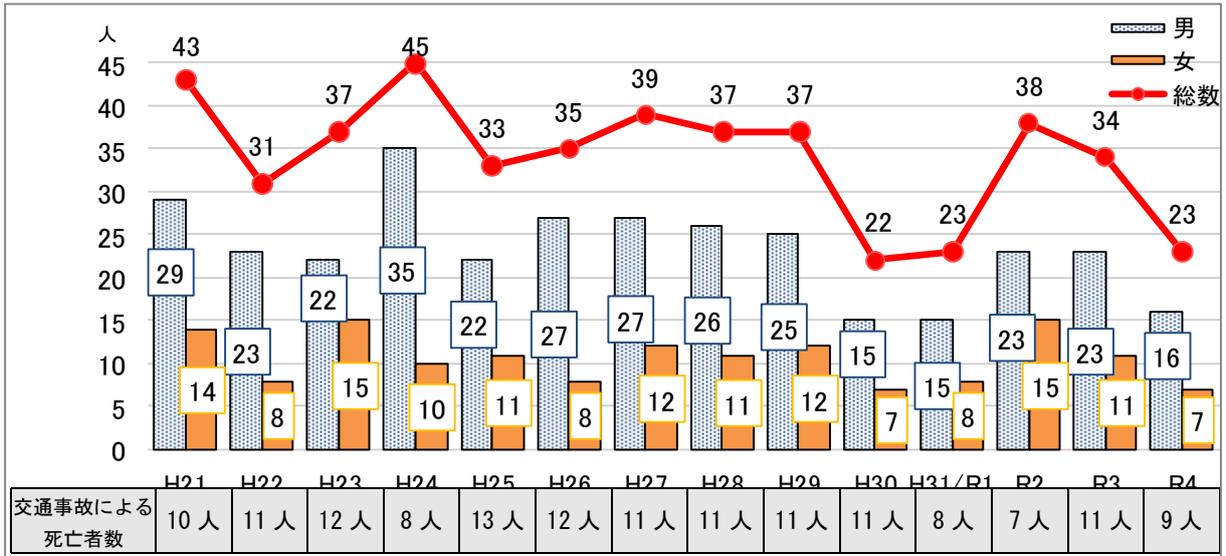


## 第2章 今治市における自殺の現状

### 1 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成25年から毎年30人台で推移していましたが、平成30年、平成31/令和元年には、20人台前半に減少しました。令和2年、令和3年には、再び増加し、30人台となりましたが、令和4年は23人に減少しています。自殺者数は、交通事故死の約2倍から5倍となっています。

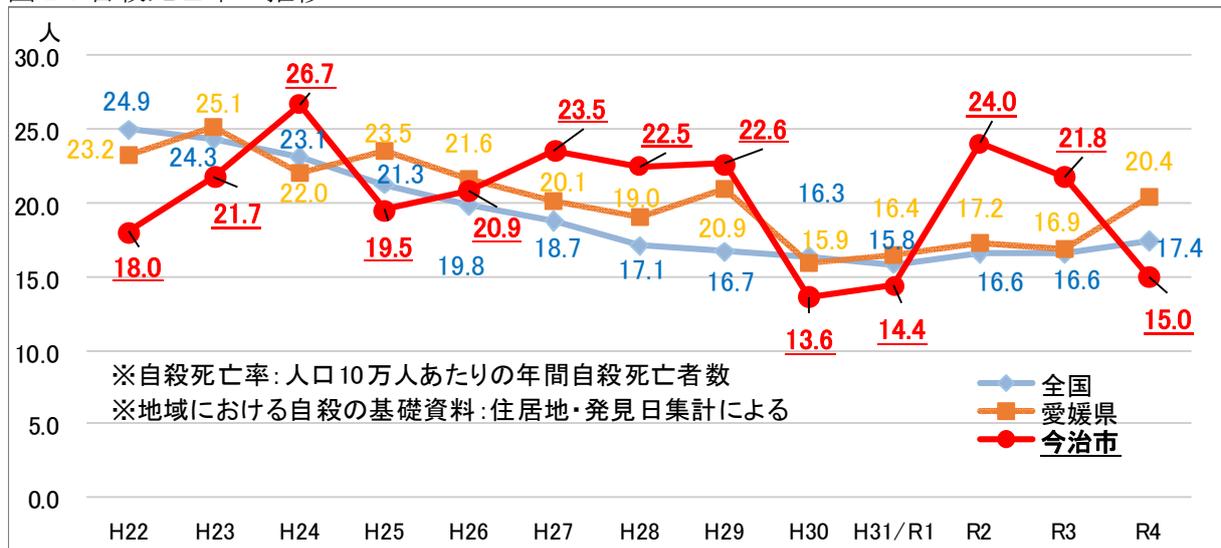
図1：自殺者数の推移



『出典』厚生労働省 自殺の統計 地域における自殺の基礎資料  
 ※愛媛県警察 HP：今治警察署・伯方警察署管内の交通事故発生状況より集計（上島町は除く）

自殺死亡率は、平成27年から平成29年まで全国、愛媛県よりも高くなっていましたが、平成30年、平成31年/令和元年は、全国、愛媛県を下回りました。新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年、令和3年には、全国、愛媛県を大きく上回り、令和4年は、全国、愛媛県より低くなっています。

図2：自殺死亡率の推移

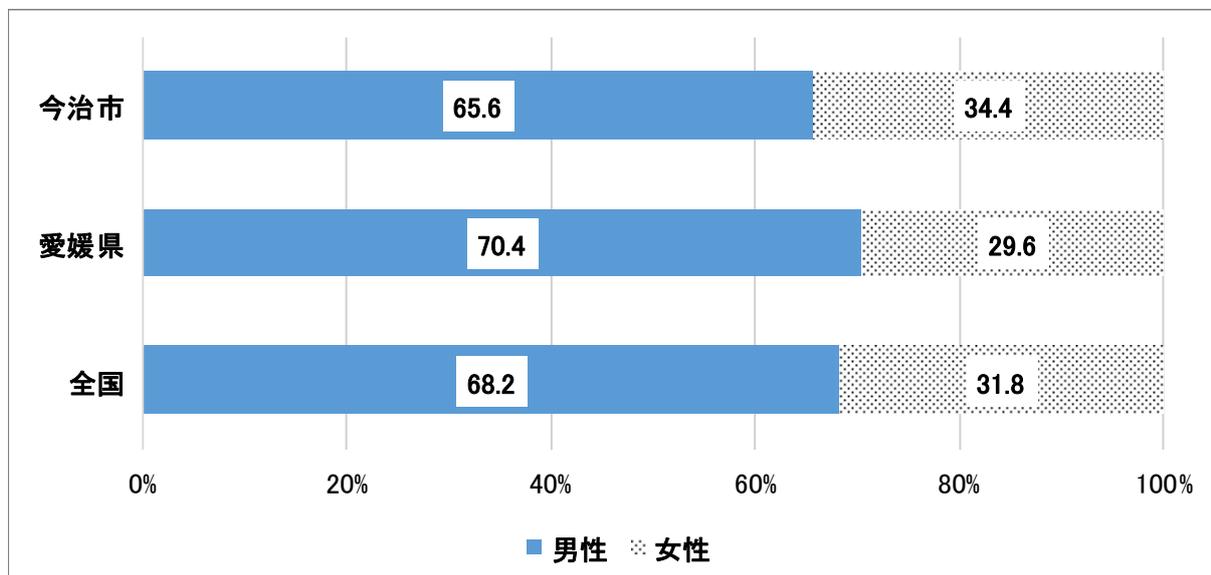


『出典』厚生労働省 自殺の統計 地域における自殺の基礎資料

## 2 自殺者の性別・年代別割合

自殺者の性別の割合は、平成 29 年～令和 3 年の合算でみると、男性 101 人で 65.6%、女性 53 人で 34.4%となっています。

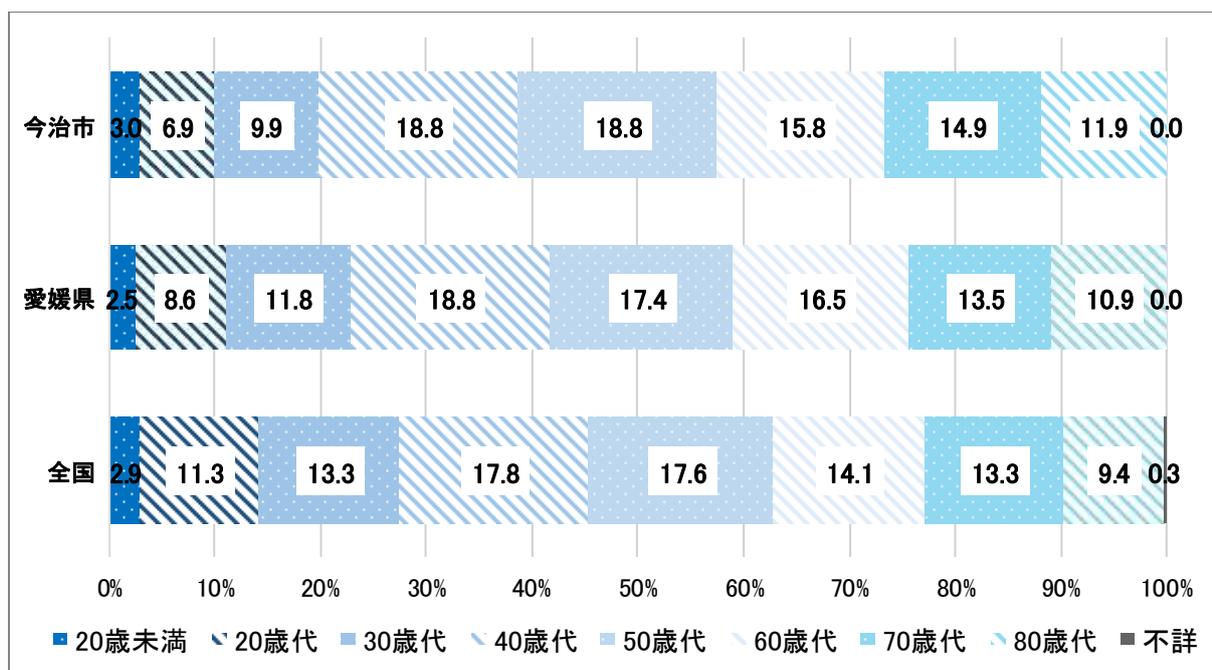
図 3：自殺者の性別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

男性自殺者の年代別割合は、全国、愛媛県と同様に 40 歳代、50 歳代の割合が高く、今治市はそれぞれ 18.8%となっています。

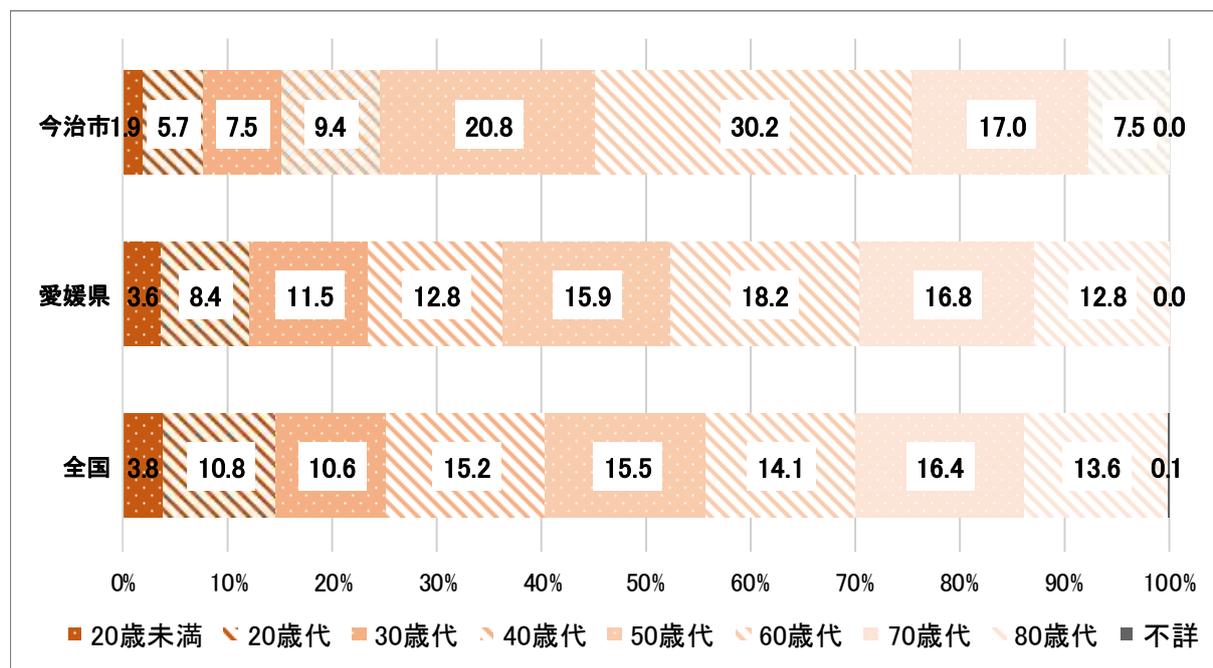
図 4：男性自殺者の年代別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

女性自殺者の年代別割合は、全国、愛媛県と比べ、60歳代の割合が高くなっています。

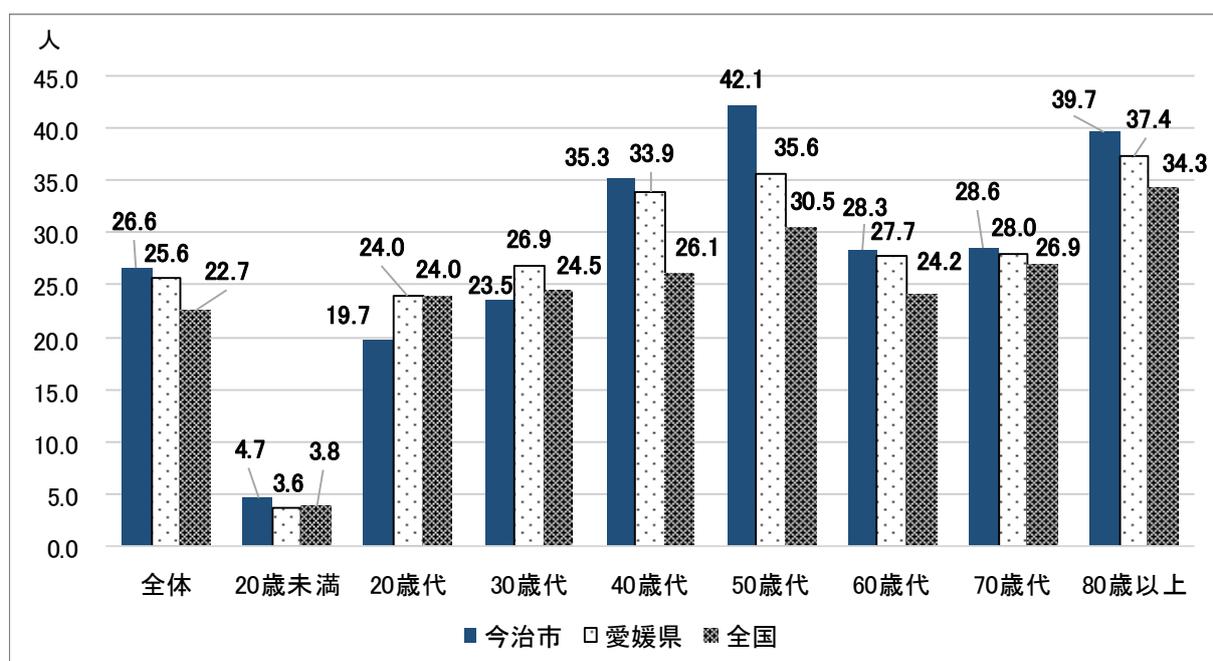
図5：女性自殺者の年代別割合（H29～R3 合算）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

自殺死亡率を性・年代別で見ると、平成29年から令和3年の平均では、男性では、50歳代（42.1）、80歳以上（39.7）、40歳代（35.3）の順で高くなっています。

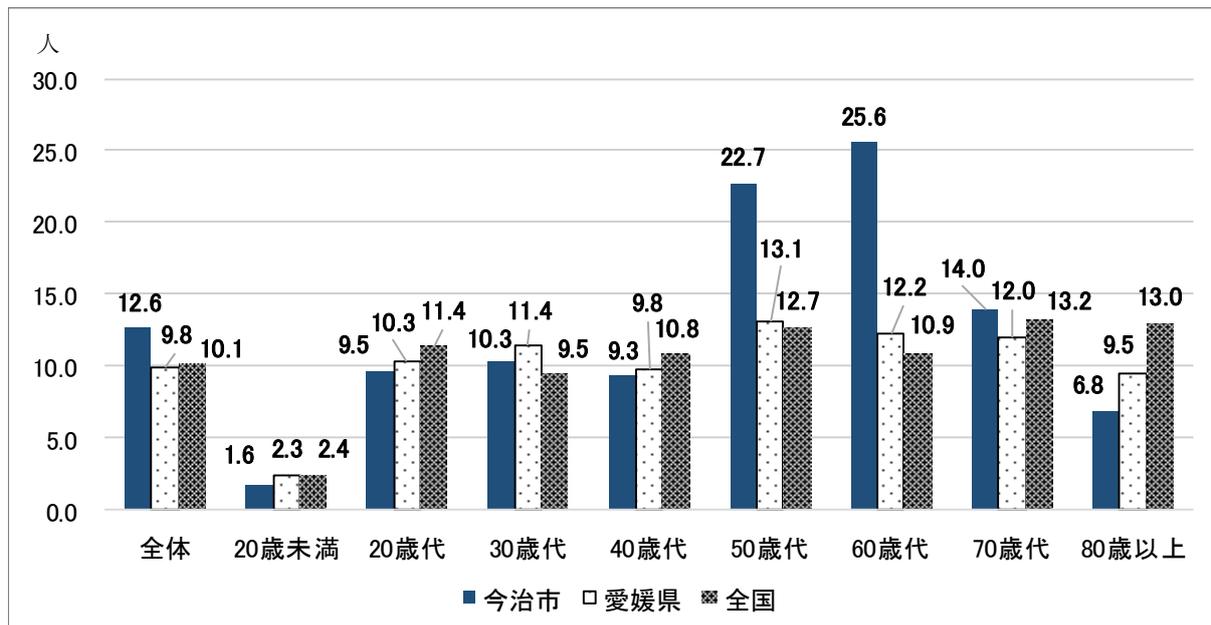
図6：男性年代別平均自殺死亡率（単位：人口10万対）



『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

女性では、60歳代（25.6）、50歳代（22.7）、70歳代（14.0）の順に高くなっています。

図7：女性年代別平均自殺死亡率（単位：人口10万対）

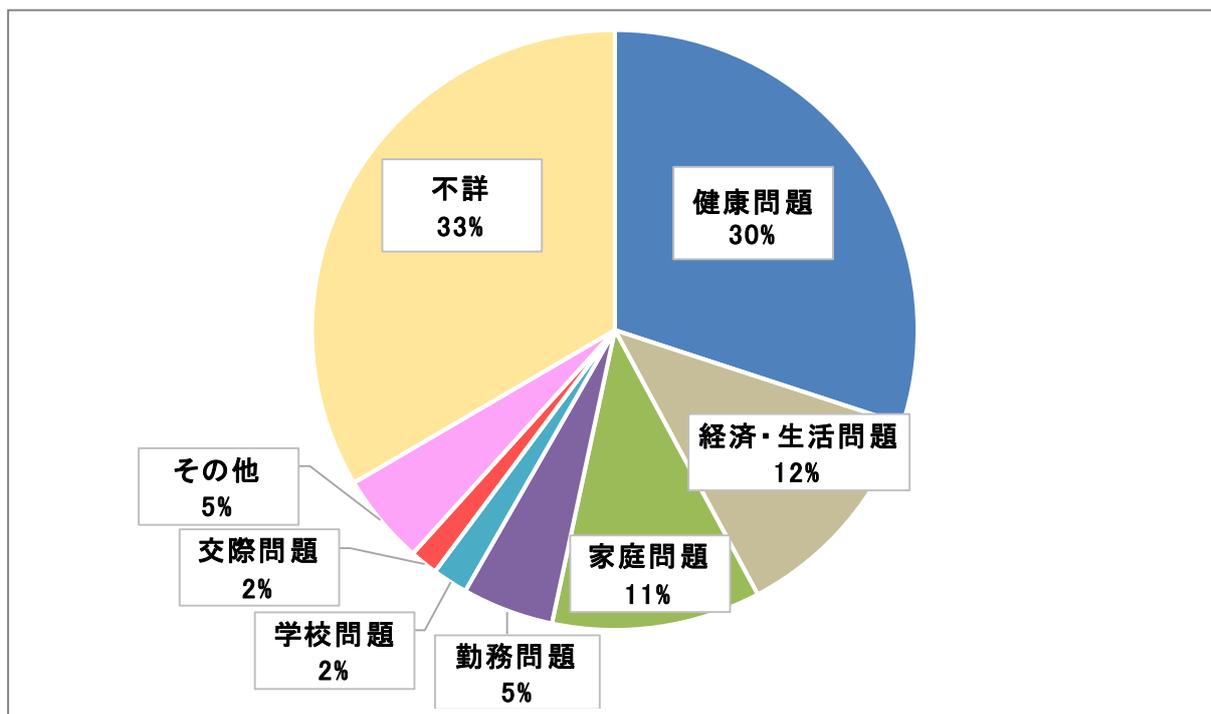


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

### 3 自殺の原因・動機

健康問題が30%と最も多く、ついで経済・生活問題の順に多くなっています。しかし自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われています。

図8：今治市の自殺の原因（H29年～R3年合算）



『出典』厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 4 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は、平成 29 年～令和 3 年の合計で 154 人となっています。（男性 101 人、女性 53 人）〔自殺統計（自殺日・居住地）〕となっています。

図 9：今治市の自殺の特徴（自殺日・住居地、H29 年～R3 年合算）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	24	15.6%	37.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	18	11.7%	24.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	15	9.7%	14.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 40～59 歳有職独居	10	6.5%	80.8	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5 位:男性 60 歳以上無職独居	9	5.8%	65.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

本市の自殺者数は H29～R3 合計 154 人（男性 101 人、女性 53 人）自殺統計（自殺日住居地）順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

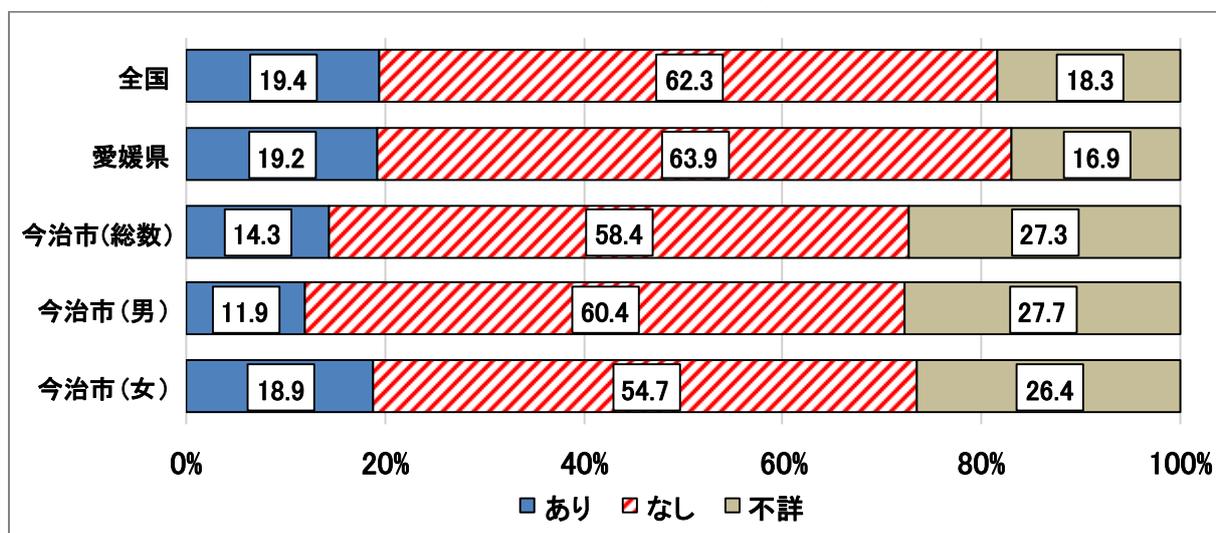
\*自殺率の母数（人口）は令和 2 年国勢調査を元にいのち支える自殺対策推進センターにて推計した。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

#### 5 自殺者における未遂歴の有無

自殺者のうち自殺未遂歴がある人の割合は全国では 19.4%、未遂歴がない人の割合は 62.3%となっています。本市では、自殺未遂歴がある人の割合は 14.3%であり、男女別で見ると男性は 11.9%、女性は 18.9%と女性の方が高くなっています。

図 10：自殺者における自殺未遂の有無（H29 年～R3 年合算）

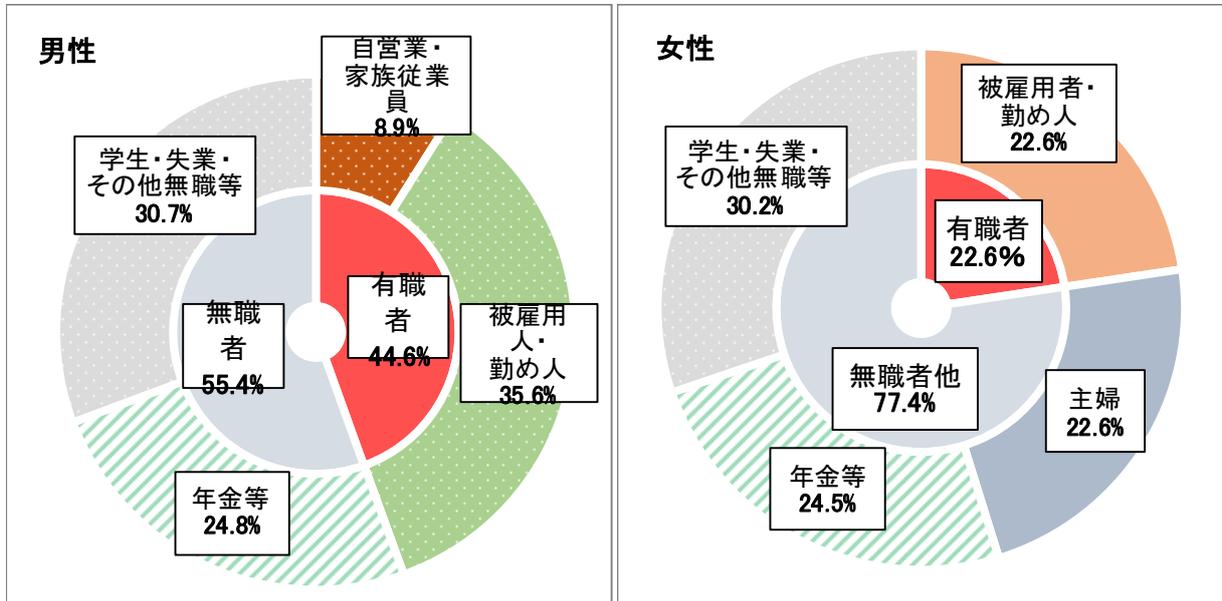


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

## 6 自殺者における有職・無職の男女別割合

有職者と無職者の比率は、男性：有職者 44.6%、無職者 55.4%で、女性：有職者 22.6%、無職者 77.4%となっています。（全体では有職者 37.0%、無職者 63.0%）

図 11：男女それぞれの有職者／無職者の割合（H29年～R3年合算）

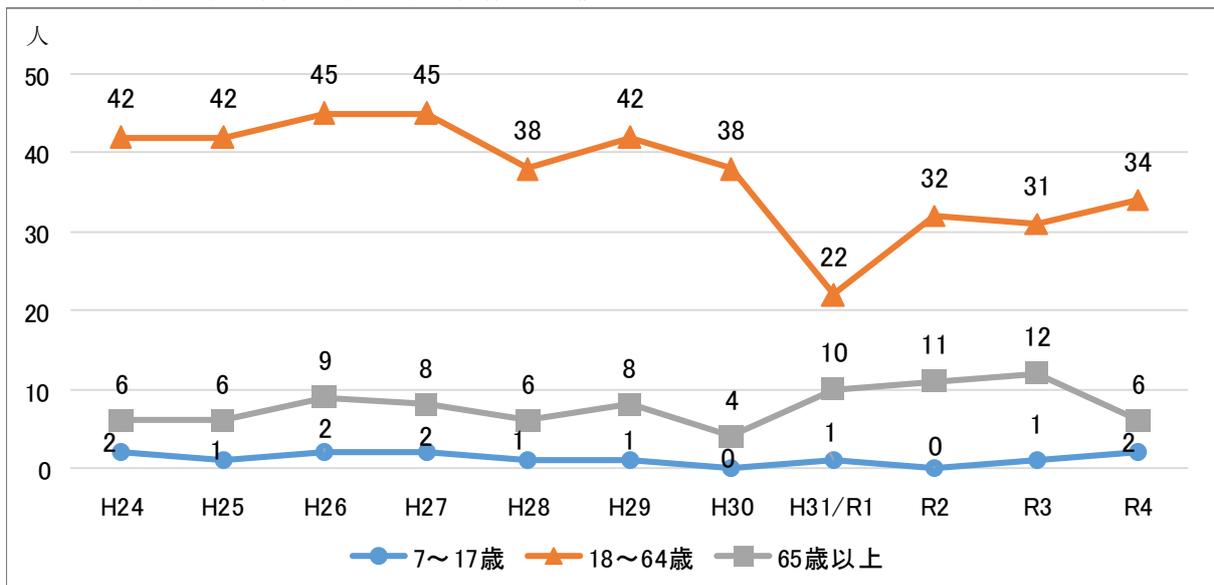


『出典』いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

## 7 自損行為の年代別救急搬送件数の推移

自損行為の年代別救急搬送件数は、どの年も 18～64 歳の自損行為が最も多くなっており、平成 30 年までは 30 人台後半から 40 人台で推移していましたが、平成 31 年/令和元年に 22 人に減少しました。その後、令和 2 年からは 30 人台前半で推移しています。65 歳以上は、令和元年～令和 3 年が 10～12 人と多くなっています。7～17 歳も 1～2 人がほぼ毎年搬送されています。

図 12：自損行為の年代別救急搬送件数の推移



参考：今治市消防本部データ

## 第3章 これまでの取組と評価



### 第3章 これまでの取組と評価

平成31年3月に第一次計画を策定後、自殺対策の視点を持ってそれぞれの取組を推進してきました。また、事業の実施状況はどの程度達成できたか等進捗状況について、毎年度各担当課と関係機関へ確認と評価を依頼し共有しました。

計画の数値目標としては、自殺死亡率を平成28年の22.5を令和8年までにおおむね30%程度減少させ、15.7以下を目指すとしています。本市の自殺死亡率の推移は、平成31/令和元年14.4、令和2年24.0、令和3年21.8、令和4年15.0となっています。

#### 【数値目標】

目標項目（数値目標）	基準値	目標値	現状値
今治市自殺死亡率 （人口10万人当たりの自殺者数）	(H28年) 22.5	(R5年) 17.7以下 (R8年) 15.7以下	(R4年) 15.0

基本施策、重点施策の実施状況と評価は以下のとおりです。

#### 【施策の評価】

##### 評価基準

- ：目標を達成・十分な取り組みができた（70%以上）
- △：ある程度取り組みができた（40%以上70%未満）
- ×：十分に取り組みができなかった（40%未満）

#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

目標項目	目標値	結果	評価
自殺対策庁内連絡会の開催	年1回以上	年1回実施	○
自殺対策地域連絡会の開催	年1回以上	年1回実施	○

##### 〈これまでの主な取組〉

- ・ 庁内連絡会、地域連絡会は、年1回開催。今治市の自殺の現状を共有、計画内容の振り返り、庁内各課、関係機関の事業実施状況について意見交換。
- ・ 情報共有を行うことで関係機関等と、具体的な支援策や役割分担について検討し、連携強化につながっている。

目標項目	目標値	結果	評価
産業医との連携	随時	随時実施	△

〈これまでの主な取組〉

- ・地域保健部医師等が参加している保健事業連絡会での周知啓発を実施。
- ・地域連携室のある医療機関や二次医療機関、精神科医療機関を訪問し、計画主旨を説明。
- ・地域連絡会において、労働基準監督署から「愛媛県産業保健総合支援センター」について情報提供していただき、中小企業で働く労働者の健康管理支援について情報共有。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・リスクの高い個別ケースについては、必要に応じて今治保健所や医療機関、支援機関、庁内各課との連携協力を行っている。
- ・今治保健所主催のしまなみ「心」ネットワーク（自殺未遂者支援会議）に参加し、事例検討や関係機関の取組みを共有することで、二次救急医療機関、精神科病院等と連携し、自殺未遂者やその家族に対する相談支援の充実を図った。
- ・保健所とともに、救急医療機関や医療機関の地域連携部門を訪問し協力を要請。

#### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

目標項目	目標値	結果	評価
ゲートキーパーの養成	2023年度までに 1000人以上	1124人受講済 (令和4年度末現在)	○

〈これまでの主な取組〉

- ・一般市民、民生児童委員、主任児童委員、見守り推進委員、小中学校養護教諭、ケアマネージャー、自治連合会、婦人会、学生や教員、市内商業施設従業員、市職員等を対象に実施。

#### 基本施策3 市民への啓発と周知

目標項目	目標値	結果	評価
広報誌を活用した啓発	通年	通年実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・自殺対策計画概要版を作成し、地域連絡会等を通じて関係機関に配布。
- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、相談窓口やメンタルヘルスについての記事を作成し、市ホームページ、市SNS、市広報誌、ラジオバリバリで啓発。
- ・市役所本庁舎ロビーや各支所にてパネル展を開催。

目標項目	目標値	結果	評価
今治市こころの健康等相談 機関一覧表の周知・配布	随時	実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・今治市こころの健康等相談先一覧表を作成し、地域連絡会等を通じて、関係機関に配布。
- ・今治市内の全小中学生や民生児童委員等には全数配布。
- ・医療機関、庁内各課の窓口へ設置し、会議や教室の際にも配布。市ホームページにも掲載。
- ・相談先やこころのおつかれ度チェックを掲載した普及啓発グッズ（ポケットティッシュ）を健康講座や教室等で配布。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺予防に関する HP の開設	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・令和元年6月より市ホームページ「いまばりこころ健康ナビ」を開設し、相談先や自殺対策計画などについて情報発信。
- ・精神科医師による「こころの健康相談」や「子育て個別相談」について掲載し、広く市民に周知。

#### 基本施策4 生きることの促進要因への支援

目標項目	目標値	結果	評価
産後うつ質問票でリスクの高い 産婦への継続支援	100%	80%	○

〈これまでの主な取組〉

- ・生後4か月未満の専門職による乳児の全戸訪問の際に、産後うつ質問票を使用して産婦のこころの状態を把握し、リスクの高い産婦に対して個別に継続対応。
- ・産後うつ質問票で、産後うつ病のリスクのある人の割合は、令和元年度 7.0%、令和2年度 6.3%、令和3年度 6.3%、令和4年度は6.2%
- ・支援が必要な妊産婦について、医療機関からの妊産婦連絡票を活用することで早期の支援につなげている。

目標項目	目標値	結果	評価
ひきこもりの方に対する 対策や支援	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・市では令和3年度末に「ひきこもり相談窓口の明確化」を行い、市広報と市ホームページに掲載。
- ・ひきこもりに関する相談についての周知チラシを作成し、関係機関や民生児童委員に配布。
- ・当事者や家族が相談窓口に出向くことが難しい場合は、訪問支援（アウトリーチ）を通して、当事者や家族との信頼関係を構築しながら、個々の状況に応じた継続的な支援を実施。

#### 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

目標項目	目標値	結果	評価
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	年1回以上	全小中学校で実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施。
- ・今治市いじめ相談ホットラインを開設し、いじめに関する電話・メール相談を実施。
- ・ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのいずれかの事業による相談が全ての学校でできるよう相談体制の充実を図っている。
- ・市内全小中学校において、月に一度悩み調べアンケート調査を実施し、児童生徒の悩みを早期に発見し、教育相談に生かしている。
- ・各小中学校でいじめ防止基本方針を策定し、毎年見直しを行いホームページで公開。

#### 重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

目標項目	目標値	結果	評価
企業や働く世代への普及啓発	随時	随時実施	△

〈これまでの主な取組〉

- ・市ホームページ、市広報、JA広報にストレスサインやこころの健康づくり、睡眠に関する記事を掲載。
- ・商店や大学の教職員を対象とした「こころの健康づくり講座」を開催。
- ・市ホームページの「いまばりこころ健康ナビ」で相談先等の情報発信。

目標項目	目標値	結果	評価
過労死等防止啓発月間 (11月)の周知	随時 (特に11月)	毎年11月に実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・労働基準監督署より、労働相談や、過重労働解消キャンペーンの取組み等を情報提供していただき、庁内各課、関係機関等で共有。

目標項目	目標値	結果	評価
産業医との連携	年1回	随時実施	△

基本施策1に記載。

### 重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

目標項目	目標値	結果	評価
生活困窮者の自立支援を促進	通年	通年	○

〈これまでの主な取組〉

- ・生活困窮者に対しては、他者とのかかわりが希薄な社会的孤立状態にあることが多いことから、心身の健康状態の把握に努めるとともに、くらしの相談支援室等関係機関と連携し、家計改善支援や就労準備支援等、包括的かつ継続的な支援を行った。

目標項目	目標値	結果	評価
自殺リスクの高い人への 支援ネットワークの構築(再掲)	随時	随時実施	○

基本施策1に記載。

### 重点施策3 高齢者の自殺対策の推進

目標項目	目標値	結果	評価
うつ等こころの健康に関する 健康教育を継続	随時	随時実施	○

〈これまでの主な取組〉

- ・「こころの健康づくり講座」を開催し、こころの病気についての正しい知識やこころを健康に保つ方法について普及啓発。
- ・サロン等の場に保健師が出向き、うつ予防・睡眠などについて健康教育を行った。

目標項目	目標値	結果	評価
社会参加の促進による 介護予防	住民主体の 通いの場を 16 か所以上 設置	「筋力つけタイ！操」 39 か所設置 (令和4年度末現在)	○

〈これまでの主な取組〉

- ・住民主体の通いの場づくりとして、令和元年度から「筋力つけタイ！操」を推進している。登録団体は39か所と増加している。

《 全体評価・課題 》

- ・今後もこころの健康づくりについて、正しい知識の普及啓発をしていくとともに、相談窓口について、より広範囲へ効果的に情報発信していく必要がある。
- ・働き盛りの年代は職域保健と地域保健の連携が不可欠である。今後もそれぞれの機関が互いに、健康教育や相談体制等の情報共有を行うと共に、実情を踏まえた効果的・効率的な対策について検討する体制構築が必要。
- ・高齢者の支援については、健康づくりや生きがいづくりの取組みや地域における気づきや見守りなどに加え、地域や関係機関が連携して支援する体制づくりが必要。
- ・生活困窮など様々な生きづらさを抱えているケースについて、早い段階で助けを求めて、適切な支援（生活保護や生活困窮者支援事業等）を受けられるよう、関係機関とより一層のネットワークの強化が必要である。
- ・ハイリスク者支援に関しては、保健・医療・福祉の連携のもと、自殺の危険性が高まっている方を早期に発見し、保健所等関係機関と連携しながら支援していく体制を強化する必要がある。
- ・地域における相談支援体制の強化のため、本人・家族に寄り添う相談員・支援員のスキル向上や若年層も含め、誰もが自然にゲートキーパーの役割を担えるよう、つながりのある地域づくりを目指していくことが重要。

《 現行自殺対策大綱を踏まえた今後の取り組み 》

現行自殺対策大綱において、「女性に対する支援の強化」として、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策が当面の重点施策に位置づけられた。本市においても、女性の自殺対策の更なる推進として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型支援の充実により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠などで悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取り組みや、パートナーからの暴力等・困難な問題を抱える女性への支援の取り組みを推進していく。

## 第4章 いのち支える自殺対策における取組



## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### 1 施策の体系

本市では、市民一人一人がかけがえのないいのちを大切にし、生きることの包括的な支援として社会全体で支え合うことを目指し、基本理念を「市民一人一人がいのちを大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない今治市」としています。

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市における自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

「重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている「勤務・経営問題」、「生活困窮者問題」、「高齢者」に対する施策のほかに、今回、新たに「女性」（妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた取組）を追加した施策です。行政の縦割りを越えて、関係する課の様々な施策を結集させることで、包括的な施策となっています。

このように施策の体系を定めることで、本市は自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、第6章に参考資料として現行大綱に基づく、「本市における生きる支援関連施策」を掲載しています。

基本理念	基本方針	施策
市民一人一人がいのちを大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない今治市	(1) 生きることの包括的な支援として推進する。	≪基本施策≫ 1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 市民への啓発と周知 4. 自殺未遂者等への支援の充実 5. 自死遺族等への支援の充実 6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
	(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。	
	(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。	
	(4) 実践と啓発を両輪として推進する。	
	(5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化しその連携・協働を推進する。	≪重点施策≫ 1. 勤務経営問題に関わる自殺対策の推進 2. 生活困窮者支援と自殺対策の連動 3. 高齢者の自殺対策の推進 4. 女性の自殺対策の更なる推進
	(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する。	

## 2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された現行大綱を踏まえて、本市においては、以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する。
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する。
- (5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化しその連携・協働を推進する。
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。

### (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策や子ども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

### **(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる**

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

### **(4) 実践と啓発を両輪として推進する**

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

### **(5) 国、愛媛県、今治市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し その連携・協働を推進する**

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、関係団体、民間団体、企業と連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

### **(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する**

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺対策に関わるすべての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めていくことが必要です。

### 3 基本施策

【SDGs のゴール】



#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。



事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
自殺対策庁内連絡会	自殺対策計画の評価及び自殺対策に関する広報、啓発、相談支援、地域特性に応じた対策を推進していくための庁内の横断的なネットワーク会議を開催する。	健康推進課	○	○	○	○	○
自殺対策地域連絡会	自殺対策計画の評価及び自殺対策に関する推進、関係機関との相互協力、連携を目指したネットワーク会議を開催する。		○	○	○	○	○
今治・上島地域自殺対策検討連絡会	保健医療、警察、消防、労働、教育等、各分野からなる会議を開催し、自殺の現状や関係機関の取組について情報交換を行い、地域の課題や対策について検討する。		○	○	○	○	○
今治地域の精神障がい者の地域支援を考える会	精神障がい者が、安心して地域で生活ができるよう精神保健福祉関係者等に対する研修を実施し、相談援助対応能力を向上させるとともに、関係機関、団体の連携の促進を図り、地域の実情に応じた精神保健福祉活動の活性化を図る。	今治保健所	○	○	○	○	○
しまなみ「心」ネットワーク	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制を構築する。		○	○	○	○	○
自殺未遂者支援への協力	自殺関連行動連絡票を記入し院内カンファレンスでの情報共有やデータの収集、現状の把握、定期訪問看護や通院時の声かけ、相談業務等を行う。	公財) 正光会 今治病院 健康推進課	○	○	○	○	○
社会的ひきこもり対策 (相談機関や活動グループとの連携等)	保健、福祉、医療、教育、就労関係との連携を強化し、継続的支援を図り、また支援者同士が支え合うことを目的とする。	今治保健所 障がい福祉課 生活支援課 介護保険課 健康推進課		○	○	○	○
要保護児童対策地域協議会実務者会	定例的に活動する実務者からなる実務者会議を設置し、要保護児童等の実態把握、関係機関等と情報交換及び要保護児童等に対する援助について協議する。	ネウボラ政策課 今治・伯方警察署 児童相談所 他	○	○			
地域ケア会議推進事業	地域の関係者や関係機関が参加する会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会資源の整備を進める。	介護保険課 地域包括支援センター 他				○	
重層的支援体制整備事業検討連絡会	既存の相談支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複合かつ複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築する。	福祉政策課	○	○	○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
自殺対策庁内連絡会の開催	年1回以上	自殺に関する個別の支援や庁内での情報共有、庁内全体で取り組む課題への協議、対策を行いネットワークの構築を図る。
自殺対策地域連絡会の開催	年1回以上	自殺に関する地域での取り組みや個別の支援の情報共有、地域全体で取り組む課題への協議、対策を行いネットワークの構築を図る。
産業保健との連携	随時	地域保健と職域保健のそれぞれが実施している健康教育や健康相談、実情等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、生涯を通じたところの健康づくりに連携して取り組む。(相談窓口やところの健康に関する情報、健康教育開催情報の共有等)
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築	随時	自殺リスクの高い人に対して随時関係課、関係機関がケース会議や連絡調整を図り、連携、ネットワークを構築する。



## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。そのため自殺対策を支える人材の育成も、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組として推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、地域における見守り体制を強化するとともに、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策について正しい知識を持つための研修等も実施していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
ゲートキーパー養成講座	市民や市職員、関係団体を対象に養成講座を実施し、声かけや傾聴の方法についての正しい知識を普及する。	健康推進課 今治保健所	○	○	○	○	○
若年者向けゲートキーパー養成講座	若年層が自らのストレスに気づき、対処法を身につけ、また不調者への理解や対処を学ぶための講座を実施する。（市内の学生を対象に実施）	健康推進課 今治保健所		○			
人材育成事業	自殺未遂者等に関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援体制の整備のため、研修会等を実施する。	今治保健所	○	○	○	○	○
人材養成事業	相談内容に応じて適切な支援を行うことができる自殺対策に関わる人材を育成するため、企業等からの要望に応じて、出前講座を実施する。		○		○		
自殺未遂者支援事業	自殺未遂者や自殺に傾いた人からの相談に対応する者のスキルアップを図ることを目的に研修会を実施する。		○	○	○	○	○
ひきこもり支援者研修会	講演、事例検討等を通して、支援のあり方を学び、関係機関との連携を強化するため、研修会を実施する。		○	○	○	○	○
学校保健委員会	薬物乱用防止、生活習慣病予防、こころの健康、食育等の健康教育をテーマに、研修や協議を行う。（生命尊重に関する教育）	今治市養護教諭部会	○	○			
校内研修	配慮を要する児童生徒について情報共有と校内体制づくりを行う。（早期発見、対応に向けた取組）		○	○			

### 【目標】

項目	数値	考え方
ゲートキーパーの養成	R6年度から新たに750人以上 (R4年末:1124人)	市職員、市内教育機関の職員や学生、市民団体、一般住民等、若者を含めた幅広い層に対してゲートキーパー養成講座を行うことで、自殺や自殺対策に関する正しい知識を広く市民へ周知し、市全体で「誰もがゲートキーパー」という意識の向上を図る。

【SDGs のゴール】



基本施策 3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化するためには、相談機関同士の連携や市民が相談窓口を知る必要があります。そのために、市民を対象にいろいろな機会を利用して、相談機関等の周知を行います。また市民が自殺対策について理解を深められる機会を提供します。あわせて、広く地域全体に向けた相談先情報の周知を図ります。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
こころの相談機関 一覧表配布	こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みに対する相談窓口の周知を行う。	健康推進課	○	○	○	○	○
アルコール健康障害 に関する知識の普及	不適切な飲酒の影響による心身の健康障害に関する教育、知識の普及を図る。		○	○	○	○	○
広報誌を活用した啓発	自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月10日～16日)に合わせて、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を行う。		○	○	○	○	○
公共施設における啓発	本庁、支所、保健センター等の公共施設で、こころに関する啓発資料の掲示やリーフレットを設置する。		○	○	○	○	○
こころの健康づくり 講座	一人一人がこころの健康に関心を持ち、自分自身を大切にしてもらえよう、また、お互いを支え合うことができるよう、ストレスマネジメント、セルフケア、自己肯定感についての知識の普及啓発を行う。		○	○	○	○	○
精神家族教室	精神障がいのある方や家族を対象に、こころの健康に関する正しい知識の普及と家族同士の情報交換を行う。		○	○	○	○	○
医師による健康講座	医師の健康教育を通して健康に関する正しい知識や疾病予防についての知識の普及を図る。		○	○	○	○	○
子育て講座	乳幼児等の発育発達、育児に関する専門職からの講話を行う。	健康推進課	○				
CATV、ラジオバリバ リの活用	自殺関連情報を発信することで、市民への施策の周知と理解の促進を図る。		○	○	○	○	○
パパママ学級	妊婦及び父親を対象に妊娠中の経過、栄養、産後うつ、新生児の育児等について知識の普及を図る。	ネウボラ政策課	○				

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
社会を明るくする 運動関連事業	安心、安全な地域社会を築くため、 犯罪や非行の防止、更生援助の推進 及び罪を犯した人の更生について地 域住民の理解を促すための啓発活動 を実施する。	福祉政策課		○			
応急手当講習	いざという時に、速やかに心肺蘇生 等、応急手当が出来るように知識と 技術を身につけるとともに、命の大 切さを伝える。	警防課	○	○	○	○	○
メンタルヘルス講座	若者のコミュニケーション能力の向 上や感情のセルフコントロール力を 高め、生涯を通じたこころの健康づ くりを支援するための講座を実施す る。（市内大学の学生及び教職員に 出前講座を実施）	今治保健所		○	○		
普及啓発事業	関係機関、団体と連携し、自殺予防 週間や自殺対策強化月間の他、健康 ひろば等において、パネル展示やリ ーフレットを配布する。		○	○	○	○	○

### 【目標】

項 目	数 値	考 え 方
広報紙、ホームページや SNS等を活用した啓発、 情報の発信	通年	自殺対策に関係するちらしの配布等の普及啓発活動や、自殺 対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月10日～16日）に あわせて、こころの健康づくりについて正しい知識の普及啓 発をする。また、自殺予防に関する情報や関連サイト等につ いて情報発信を行い広く市民へ周知する。
今治市こころの健康等 相談機関一覧表の周知・ 配布	随時	こころの健康や借金問題、家庭や学校での悩みに対して相談 機関一覧表を配布し、広く相談窓口を周知する。



## 基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外に選択肢が考えられない状態に陥ってしまい、自殺行動に至ったと考えられています。

自殺未遂者は再び自殺を図る危険性が高いことから、確実に相談機関につなげ、関係機関が連携して自殺未遂者が抱える問題等の解消を支援し、再び自殺を図ることがないように見守っていくことが必要です。

本市においても、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策の強化や自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援の充実に努めます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
自殺未遂者の こころのケア	自殺未遂者に対するこころの相談を実施する。	今治保健所 健康推進課 各支所住民サー ビス課	○	○	○	○	○
医療機関を含む各関係機関との連携 (しまなみ「心」ネットワークの活用)	救急医療機関、精神科医療機関、消防、警察、行政が連携し、未遂者を早期に専門機関へつなぎ、包括的な支援を行う、また、自殺対策連絡会等において、自殺企図による救急事案の傷病者情報等を関係機関と共有し、再発防止等に関する支援につなげる。		○	○	○	○	○
自殺に対する理解を深め、見守りを推進するための普及啓発	ゲートキーパー研修、こころの健康づくり講座等を通じて、自殺に対する理解を深め、偏見をなくし、自殺企図、未遂が自殺既遂につながることをのまないよう地域全体での見守りを推進していく。		○	○	○	○	○

### 【目標】

項目	数値	考え方
救急医療機関・精神科医を含む各関係機関による連携ネットワークの構築	随時	各関係機関が自殺未遂者等を適切な医療や相談機関につなぐことができるよう連携を促進する。



**基本施策 5 自死遺族等への支援の充実**

身近な人（大切な人）を自死で失うという体験は、自死遺族等に対し、心理的・社会的・経済的に極めて深刻な影響を及ぼし、実際の生活においても、様々な困難に直面することがあります。

社会の偏見や周囲の誤解をおそれ、辛い思いを周りに話すこともできずに一人で苦しみ、地域や社会から孤立し、自分を責めて追い込んでしまうことのないよう、現実と向き合う時間と空間を十分考慮しつつ、寄り添い、見守る存在が身近にいる環境づくりが必要です。

本市においても、遺された人の気持ちに寄り添いながら支援する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
遺族等のこころのケア	遺族等のこころの相談を実施する。	健康推進課 今治保健所 各支所住民サー ビス課	○	○	○	○	○
相談窓口の情報提供	自死遺族等に対して、迅速に関連施策を含めた必要な支援情報を提供する。		○	○	○	○	○
自助グループ等の 情報の提供	自死遺族等の負担の軽減を図るため、同じ立場の人と出会い、分かち合いの場となる「自死遺族のつどい」等情報を提供する。		○	○	○	○	○
遺族等に対する偏見 をなくすための普及 啓発	ゲートキーパー研修、こころの健康づくり講座等を通じて自殺や自死遺族等に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなげる。		○	○	○	○	○
支援者のスキルアップ	支援や対応に携わる関係者の相談対応技能の向上（研修参加）、支援者自身のこころの健康維持、セルフケア技能向上を図る。		○	○	○	○	○

**【目標】**

項目	数値	考え方
遺族等への総合的な相談支援体制の整備	随時	遺族等が追いつめられることなく生きるための支援を推進する。



**基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

児童生徒が、学校や家庭、地域等において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。また、子どもが出したSOSに周囲の大人が気づき、受け止められるよう普及啓発を充実します。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
児童生徒向けSOSの出し方に関する教育の実施	各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施する。	学校教育課	○	○			
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の問題行動に対して関係福祉機関とのネットワークを活用して支援を行う学校と専門家がネットワークを組み、児童生徒の支援を行う。			○			
ヤングケアラーへの対応	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、学校や関係機関と連携してヤングケアラーとその家庭の生活状況の改善に向けた調整を図る。	ネウボラ政策課	○	○			
思春期ふれあい体験学習	市内の中学3年生の総合学習の一環として行われる講座で、妊娠・子育てについての学習の他、命の大切さやSOSの出し方、相談窓口等の周知を行う。	健康推進課 ネウボラ政策課		○			
子どもに向けたこころの健康相談に関するリーフレットの配布	市内の中学3年生、高校1年生にこころの相談窓口に関するリーフレットを配布する。	今治保健所		○			
生命尊重に関する教育	通常の教科指導や道徳教育、特別活動、総合的な学習、健康教育、生徒指導等で、自他の生命尊重を取り扱う。	今治市養護教諭部会		○			
早期発見、対応に向けた取組	日常における相談活動、児童生徒との会話や活動を通して信頼関係を築き、日常的に相談活動を行う。保健室における健康相談、保健室を安全安心な場として保ち、養護教諭が手当てや相談を行う。校内研修で配慮を要する児童生徒について情報共有と校内体制づくりを行う。				○		

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
保護者に対する家庭 における見守りの 推進	保護者に対して、長期休業中の家庭 における児童生徒の見守りを行うよ う促す。	今治市養護教諭 部会	○	○			
タブレット学習時の 見守りや教育相談	タブレット学習が開始され、自由に インターネットで検索できる状態 であることから、自殺等の検索履歴を 確認し、重点的な見守りや教育相談 等を行う。			○			
教員の対応力向上 への取組	不登校や学校に来にくくなっている 子どもたちの支援について、精神科 認定看護師から助言を受ける等対応 力向上を図る。			○			
学校内外における 集中的な見守り活動	長期休業明け前後において、地域と 連携の上、学校内外における見守り 活動を強化する。		○	○			
主任児童委員におけ る地域での見守り活 動、相談支援活動	地域の子供たちが元気に安心して暮 らせるように、子供たちを見守り、 子育ての不安や妊娠中の心配事等の 相談支援を行う。	今治市民生児童 委員協議会	○	○			

### 【目標】

項目	数 値	考 え 方
児童生徒の SOS の出し方 に関する教育の実施	年 1 回以上	各教科等の授業等の一環として、いのちや暮らしの危機に直面 した時、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実 践的な方法を学ぶことにより、悩みに対処し相談できるよう なること。また、こころの危機に陥った友人への関わり方を身 に付けることを目的とする。さらに、身近にいる大人がそれ を受け止め、支援ができるようにすることを目的とする。

## 4. 重点施策

「第2章今治市における自殺の現状、4. 対策が優先されるべき対象群、図9：今治市の自殺の特徴」〔地域自殺実態プロファイル 2022（いのち支える自殺対策推進センター作成）〕における上位3区分の自殺者の特性と背景にある主な自殺の危機経路を参考に、「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされています。これに、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を加えた4つの施策を本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、自殺リスクの高い人に対して関係機関と連携して、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

【SDGsのゴール】



### 重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

本市自殺者154名のうち、37%が有職者で、そのうち、自営業家族従業者が17.5%、被雇用者勤め人が82.5%であり、こうした現状からも勤務・経営問題に関わる自殺対策の取り組みを推進していくことが必要となっています。〔地域自殺実態プロファイル 2022（いのち支える自殺対策推進センター作成）平成29～令和3年の合計〕

そこで本市は、勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につながるための連携を強化すると同時に、勤務問題の理解を深め、相談先についての周知・啓発活動も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
全国労働衛生週間 (10月)、過労死等防 止啓発月間(11月)の 普及啓発	労働者の健康管理や職場環境の改善 についての意識を高め、過労死等の 防止を含めた長時間労働による健康 被害の防止対策やメンタルヘルス対 策等、さまざまな取組がされるよう 呼びかけを行う。	人事課 健康推進課 各支所住民サー ビス課 今治保健所 今治労働基準監 督署			○		○
健康教育、こころの 健康相談、相談先一 覧等の普及啓発	企業を対象に、市が実施する健康教 育や心療内科医、保健師によるここ ろの健康相談等の案内を行うととも に、相談先一覧等の配布も行い、職 域でのこころの健康づくりを推進す る。また、市ホームページ内で厚労 省が開設している「働く人のメンタ ルヘルス・ポータルサイトこころの 耳」について紹介する。	健康推進課 各支所住民サー ビス課	○		○		
職域の健康づくり 応援事業	企業を対象に、職域保健の充実が図 れるよう支援する。（愛顔の応援レ ターの配信、出前健康教育、地域職 域健康づくり担当者会、研修会、実 態調査等の実施）	今治保健所	○		○		

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
今治市勤労者生活 資金融資制度	市内に住所を有する勤労者に対し、 臨時または緊急に必要とする生活資 金を融資する。(対象要件あり)	産業振興課			○		○
今治市中小企業資金 融資制度	中小企業の金融難を緩和し経営の維 持安定を図るために、今治市内の中 小企業者に対し、経営資金を融資す る。(対象要件あり)				○		○
職業相談	すべての方を対象に実施。また学生 や若者、障がい者、一人親等に対し ては、個別の担当者の配置、就労か ら定着までの支援等を実施する。	今治公共職業安 定所	○	○	○	○	○
障害者雇用トータル サポーター	精神障がい、発達障がいに対する就 職から定着までの専門職による包括 的な支援として仕事面でのメンタル ヘルス対策を実施する。		○		○		○
労働相談	労働時間、解雇、賃金不払等に関す る使用者及び労働者からの相談に対 応する。	今治労働基準監 督署			○		
経営相談	企業経営に関する金融や税務、労働 や経理、事業承継等、様々な問題に 対し、経営指導員という専門の職員 や専門家を配置し、経営課題に関 する多様な相談に応じる。	今治商工会議所			○		
職場の健康づくり支 援	企業の経営者ならびに従業員を対象 に、集団健康診断を実施する。また、 健康経営や働き方改革といったテー マについてのセミナーを開催し、職 場における健康に対する意識啓発を 行う。				○		

## 【目標】

項目	数値	考え方
企業や働く世代への普及 啓発	随時	関係課、関係機関等との連携を通じて、企業や働く世代へのメンタルヘルス、自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成講座等の各種研修の案内を行う。
全国労働衛生週間(10月)、 過労死等防止啓発月間(11 月)の周知	随時 (特に10、11月)	労働者の健康管理や職場環境の改善についての意識を高め、過重労働解消キャンペーン期間として長時間労働削減の取組を推進する。
産業保健との連携	随時	地域保健と職域保健のそれぞれが実施している健康教育や健康相談、実情等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、生涯を通じたところの健康づくりに連携して取り組む。(相談窓口やところの健康に関する情報、健康教育開催情報の共有等)

【SDGs のゴール】



**重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動**

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、生活困窮に関する相談機関同士の連携や、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を早期に支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関の連携・協働による生活困窮者への自殺対策の更なる向上を図っていきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
生活困窮者の自立支援	経済的な悩み、仕事や家庭の悩み、その他暮らしの困りごとや不安等、困難を抱えている方の相談を受け支援を行う	生活支援課 くらしの相談支援室(今治市生活自立相談支援センター)	○		○	○	○
生活保護及び中国 残留邦人等支援	国が生活困窮等、生活面で困難を抱えている全ての国民に対し、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障し、自立を助長する	生活支援課	○	○	○	○	○
法外援護対策事業	生活保護対象者以外のボーダー層の経済的困窮者が安心して受診できるよう助成を行う	福祉政策課	○	○	○	○	○
市営住宅管理事業	住宅確保要配慮者のうち低所得者に対する安心、安全な住居を提供する	住宅管理課	○	○	○	○	○
消費生活相談	多重債務者に対する相談を行う	市民参画課	○	○	○	○	○
生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等への就労支援を行う	今治公共職業安定所 生活支援課 くらしの相談支援室(今治市生活自立相談支援センター)	○		○	○	○
生活保護受給者等 就労自立促進事業による 市役所巡回相談	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等に対して、市役所への巡回相談(年12回)を利用し自立支援につなげていく	今治公共職業安定所	○		○	○	○

【目標】

項目	数値	考え方
生活困窮者の自立支援を促進	通年	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等が経済的に安定した生活を営むことができるよう関係機関での連携を強化し、自立支援につなげる。
自殺リスクの高い人への支援ネットワークの構築（再掲）	随時	生活困窮等自殺リスクの高い人に対して、随時関係課がケース会議や連絡調整を図り、連携、ネットワークを構築する。

【SDGs のゴール】



**重点施策3 高齢者の自殺対策の推進**

高齢は、子どもの独立や自身の退職等をきっかけに社会における役割が縮小するだけでなく、身体機能の低下により、家庭や地域での役割も少なくなります。また、配偶者や近親者、友人との死別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱えることがあります。

こうした背景から、認知症やうつ等のメンタルヘルスへの理解を深めるため、高齢者や高齢者を支える家族、支援者への正しい知識の普及・啓発と相談の充実に引き続き取り組みます。加えて、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化など「生きることの包括的支援」としての施策を推進していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
高齢者及び支援者に対するうつ等こころの健康の正しい知識の普及啓発	うつ等こころの健康に関する健康教育を実施する。	介護保険課 健康推進課 各支所住民サービス課				○	
高齢者向け各種講座や教室開催	高齢者の社会参加を促進する。	介護保険課 生涯学習課				○	
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する。	介護保険課	○	○	○	○	○
住民主体の通い集える場（サロン）の開催	他者と交流をする機会をつくる。					○	
高齢者が生きがいをもって働くことへの支援	シルバー人材センターやボランティア等の働く場を提供する。	福祉政策課			○	○	○
認知症介護者のつどいの実施や情報提供	認知症の人や介護している家族の不安や悩みを同じ経験を持つ者同士が情報交換する。				○	○	
家族介護教室	介護教室を通じて介護者の相互交流を促進し、介護者の燃え尽きやうつ予防を図る。	介護保険課	○		○	○	○
地域包括支援センターの運用	高齢者に関する総合相談支援を行う。		○		○	○	○

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
要介護者の家族への支援	月1回の要介護者への訪問時にSOSや精神的・経済的に厳しい等状況の把握に努める。	今治圏域介護支援専門員連絡協議会	○		○	○	○
居宅介護支援	介護保険サービス利用のためのケアマネジメントを行う際に、本人・家族の生活状況の確認を行い、暮らしの困りごとや精神状態の変化、SOSに気づき支援につなげる。		○		○	○	○
民生委員における地域での見守り活動、相談支援活動	地域住民に最も近い立場で見守り、様々な生活課題に関する相談支援等を行う。	今治市民生児童委員協議会				○	○
悪徳商法や詐欺等の防止	高齢者が詐欺等に遭わないように啓発及び支援を行う。	防災危機管理課 介護保険課				○	

### 【目標】

項目	数値	考え方
うつ等こころの健康に関する健康教育を継続	随時	継続実施、強化
社会参加の促進による介護予防	住民主体の通いの場を継続、増やす	虚弱な高齢者でも容易に参加できる身近な場での住民主体による体操教室や、サロン及び趣味のサークルなど既存の通いの場を含めた社会参加の機会拡大を図る。

【SDGs のゴール】



重点施策4 女性の自殺対策のさらなる推進

政府の自殺対策の指針となる現行「自殺総合対策大綱」に、新たに女性に対する支援の強化が「当面の重点施策」と位置付けられたことに伴い、本市におきましても、これまでの様々な取り組みに加え、女性の自殺対策の更なる推進として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型支援の充実により妊娠初期の方や予期せぬ妊娠等で悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取り組みや、パートナーからの暴力等・困難な問題を抱える女性へのきめ細やかな支援を推進していきます。

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
情報提供、普及啓発	女性の相談窓口に関する情報提供や地域における相談支援体制の充実のための普及啓発を行う。	健康推進課 各支所住民サービス課	○	○	○	○	○
健康相談	保健師、栄養士、歯科衛生士等が、面接や電話で相談に応じ、必要に応じて関係部署、機関につなげる。		○	○	○	○	○
女性の健康教室	女性に多い疾患等の知識を普及するための講話を行う。	ネウボラ政策課	○		○	○	○
婦人相談	DV、離婚、家族関係等女性が抱える家庭を取り巻く様々な困りごと、悩みごとに対し、女性相談員が相談に応じ、困難を抱えた女性を支援する。		○	○	○	○	○
母子健康手帳交付	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、同時にアンケートの実施やi. i. サポートプラン（個別支援プラン）を作成する。		○				
妊産婦面談、訪問	妊娠届出時と産後に保健師等による全数面談や訪問を実施し、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援を行う。	ネウボラ政策課 健康推進課 各支所住民サービス課	○				
妊婦一般及び 歯科健康診査	妊婦の心身の健康状態及び口腔内に関する健康診査を行う。	ネウボラ政策課	○				
産婦一般健康診査	産婦の心身の健康状態に関する健康診査を行う。		○				
出産応援金	出産準備や妊婦ケア関連サービス利用に係る負担軽減のため、母子健康手帳交付時に応援金を給付する。		○				

事業名	取組内容	主な実施機関	主な対象者				
			妊娠 子育て期	児童・生 徒・学生	労働者	高齢者	生活 困窮者
プレママひろば	妊娠中に役立つ情報の提供、専門スタッフ（保健師、助産師）による個別相談を実施する。	ネウボラ政策課	○				
産後ケア事業	安心して子育てできるように、指定の施設においてショートステイ（宿泊）やデイケア（通所）、自宅に訪問してケアや授乳、育児の相談等を行う。		○				
産後ママと赤ちゃんのつどい	ママ同士の交流、育児相談、母乳相談など個別相談、助産師によるミニ講話などを行う。		○				
特定妊産婦等への支援	妊娠届出時等に把握した特定妊産婦等に対し、支援検討会を実施し、支援計画に基づく支援を行う。		○				
産後うつ病対策	医療機関で実施する産婦健康診査や保健師等による産婦訪問（赤ちゃん訪問）時に、エジンバラ産後うつ病質問票による産婦の健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、医療機関と連携した支援を行う。	ネウボラ政策課 健康推進課 各支所住民サービス課	○				

### 【目標】

項目	数値	考え方
全ての女性へのきめ細やかな支援	随時	伴走型相談支援による妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえ、女性の自殺を予防するため、相談窓口の情報等のわかりやすい発信をするとともに、地域での相談支援体制の充実に取り組む。



## 第5章 自殺対策の推進体制



## 第5章 自殺対策の推進体制

今治市自殺対策計画の総合的な対策の推進、検討および評価のための最上位の意思決定機関は、副市長が本部長を務める「自殺対策推進本部」です。

また、「自殺対策推進本部」の下に健康福祉部長をトップとする「自殺対策庁内連絡会」が位置付けられています。これは、自殺対策を全庁的な取組として推進するために位置付け、今治市自殺対策計画に基づき、庁内の関係各課が今治市の具体的な施策の展開について検討し、自殺死亡者数減少に向けた施策の推進、検討及び評価を行います。

さらに、庁内の関係各課の他に地域の関係機関も含めた「自殺対策地域連絡会」を設置しています。「自殺対策推進本部」や「自殺対策庁内連絡会」での決定事項を「自殺対策地域連絡会」を通じて共有し、地域での取組に反映させていくための組織です。

「自殺対策推進本部」、「自殺対策庁内連絡会」、「自殺対策地域連絡会」での決定事項について、事務局である自殺対策庁内作業部会で事務作業を進めていきます。

